

1. AIJ問題を受けた当面の対応 および 2. 有識者会議報告を受けた財政運営基準 等の見直しの意見募集開始(厚年・DB)

対象先	DB年金	厚年基金	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

ポイント

標記につき意見募集（意見募集期限は8月10日）が開始されましたのでご案内致します。

また、意見募集と併せて財政運営基準等の改正通知案等が提示されておりますので、その概要についてご案内致します。

【ポイント】

- 「AIJ投資により発生した不足金」および「予定利率引下げにより発生した不足金」は、最長30年償却が可能となる。

	AIJ投資により発生した不足金	予定利率引下げにより発生した不足金
厚年基金	(最長30年償却が可能)	(最長30年償却が可能)
DB年金	- (最長20年)	(最長30年償却が可能)

- 今回の「給付減額基準」の改定は「理由要件の一本化と基準の明確化」であり、緩和措置ではない。
- 有識者会議報告にかかるその他の検討事項は、今後、秋からの社会保障審議会年金部会等にて検討が進められるものと思われる。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495120181&Mode=0>

意見募集の概要、改正通知案等の概要は次頁以降をご参照

1. AIJ問題を受けた当面の対応

【厚年基金】

(1) AIJ投資分の平成23年度決算の取扱い¹

	平成23年度決算の取扱い
9月末日(決算提出期限)までに投資残高が確定した場合	平成23年度決算に損失額を計上
10月1日以降に投資残高が確定した場合	平成23年度決算は全額損失したものと計上し、平成24年度決算で収入として計上

(2) AIJ投資により生じた積立不足に係る掛金の特例措置

AIJ投資により発生した積立不足は最長30年償却を可能とする。²

特別掛金の段階引上げを採用する場合、段階引上げ期間を10年以内(通常5年以内)とすることを可能とする。

2. 有識者会議報告を受けた財政運営基準等の見直し

【厚年基金・DB年金】

(1) 予定利率の引下げを促進する措置

予定利率の引下げにより発生した積立不足³は最長30年償却を可能とする。²

(2) 給付減額基準について

給付減額基準の理由要件の一本化と基準の明確化

受給者減額時の一時金選択肢について、最低積立基準額に加えて複数の選択肢(例:給付現価・選択一時金)を設けることを認める。

また、減額対象者の全員が同意している場合は、一時金の選択肢を不要とすることも可。新たな減額の選択肢を追加する場合、給付減額として取り扱わないことを明示する。

給付減額基準の
新旧比較は次頁ご参照

1 平成24年3月30日付事務連絡と同様の内容だが、改めて通知発出されるもの。

2 但し特別掛金の償却方法を「定率償却」としている場合は適用できない。

3 予定利率引下げ前後の数理債務の差額から先発分の特別掛金収入現価の増加分を控除した額

通知案等による給付減額基準の新旧比較(変更部分のみの比較)

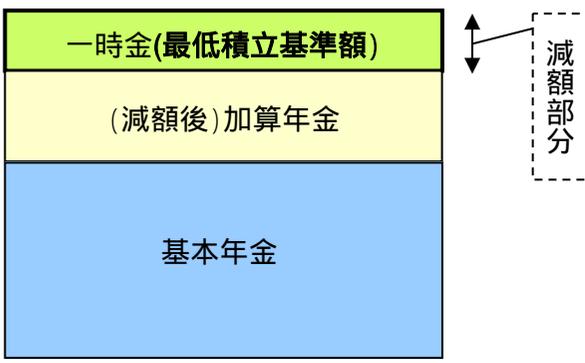
- ・今回提示された通知案等により給付減額基準の新旧比較を行いました。
- ・以下の内容は意見募集段階のものであり、かつ弊社の推測を含めて記載しておりますことをあらかじめお含みおき下さい。

	新(意見募集の内容)	旧(現行)	
理由要件とその基準	<p>【理由要件】 直近の給付改善時の規約変更から5年以上が経過しており、かつ、給付設計を変更しなければ掛金の負担が困難になると見込まれるなど、給付設計の変更がやむを得ないと認められる場合</p> <p>【基準】以下のいずれかに該当</p> <p>ア.過去5年間程度のうち過半数の期において、事業所の当期純利益がマイナス又はその見込みであること</p> <p>イ.給付の額を減額しない場合に掛金が増加する額が事業所の当期純利益の過去5年間程度の平均の概ね1割以上となっていること</p> <p>ウ.総合型等の複数の事業所で実施する場合は、アに該当する事業所が全事業所の概ね5割以上又はイに該当する事業所が全事業所の概ね2割以上となっていること</p>	<p>【理由要件】 ア.事業所の経営状況の著しい悪化 イ.直近の給付改善時から5年以上が経過しており、かつ、掛金の大幅上昇による掛金拠出困難</p> <p>【基準】 上記アの場合 過去5年度間について赤字事業所(当期利益)が全事業所の5割以上であることが目安 上記イの場合 赤字事業所(当期利益)が全事業所の2割以上(加入者ベースでは5割以上) 現行の給付水準を維持した場合、掛金増額が当期利益の1割以上となる事業所が全事業所の2割以上(加入者ベースでは5割以上) 従前開示されていなかったが第4回有識者会議資料により開示されたもの</p>	一本化・明確化
給付減額の定義	<p>変更前後の総給付現価が減少する場合 一部の加入者又は受給権者等の給付現価が給付設計の変更によって減少する場合 各加入者又は各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合</p>	～ 同左	
例外規定の追加	<p>「新たな給付の選択肢を追加する場合」で上記～のいずれにも該当しない場合は給付減額として取り扱わない。</p> <p>通常、制度変更の計算は現行給付と追加する給付を合わせて最も高いコストとなる選択肢が選択される前提で計算するため、選択肢の追加は給付減額に該当しないものと思われる。</p>		緩和
受給権者の給付減額時の選択肢	<p>希望する者への「最低積立基準額が確保される措置」の例示として以下の下線部分を追加。</p> <p>減額後の年金を受給し、あわせて減額相当部分の最低積立基準額を一時金で支給する または (上乗せ部分)の最低積立基準額(全額)の支給に加え、(上乗せ部分)の給付現価(全額:年金給付利率で算定)または選択一時金(全額)の支給を選択肢として追加できることとなった</p>	<p>同左(下線部を除く)</p> <p>← イメージ図は次頁ご参照</p>	バリエーションの追加
	<p>「最低積立基準額が確保される措置」は、減額対象者の全員が給付減額に同意している場合は不要とされる。</p> <p>受給権者に一時金選択肢を提示しなくてよいケースが明示された。</p>		緩和

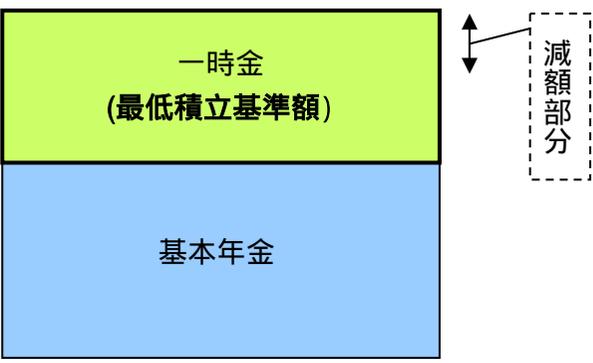
受給権者の給付減額時の「最低積立基準額が確保される措置」のイメージ

図は厚年基金の例

措置例



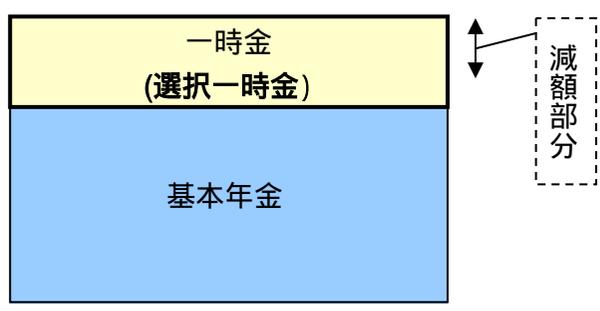
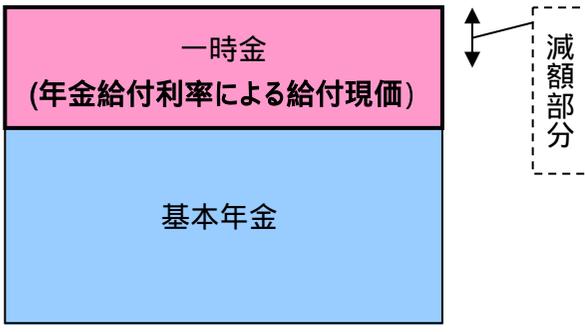
措置例



措置例 の場合、次の2つの選択肢を追加できることとなった

(上乗せ部分)の給付現価

選択一時金



本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

【ご参考】有識者会議報告での検討項目と改定の方向性

実現度は「報告」の記載内容や直近の動向による弊社推測。
 ……実現可能性が高いと思われる事項
 ……今後の検討次第で実現可能性が高まると思われる事項

検討項目		改定の方向性	実現度
1 資産運用規制の在り方	受託者責任の明確化	分散投資の徹底	・ 政策アセットミックスの策定義務化・運用基本方針の届出義務化等
		忠実義務の徹底	・ 役職員の職務に関する倫理規程を制定
	基金の資産管理運用体制の強化	運用受託機関の選任・評価	・ 運用ガイドラインへの追加「定性評価における投資方針」「組織・人材、運用プロセス等に関する着眼点」「オルタナティブ商品選定時に運用受託機関へ説明を求めべき事項」など
		基金のガバナンス・情報開示	・ 代議員会等に説明すべき事項の例示を運用ガイドラインに追加 ・ 基金の監事監査規程を修正（監査におけるチェックリストに改定後のガイドラインの内容を反映） ・ 監査結果等について代議員会への報告を義務化
		資産管理運用業務に携わる役職員の資質向上	・ 連合会等の研修受講を義務化し、代議員会等にその取組状況を報告する等、積極的な取組を促す
	外部の専門家等による支援体制や行政等による事後チェックの強化	資産運用委員会	・ 資産管理運用業務に関連する専門的知識・経験を有する者を構成員に加えることを努力義務化 ・ 資産運用委員会の議事等の概要を代議員会へ報告、事業主や加入員等にも周知する
		運用コンサルタント	・ 今後は金融商品取引業法上の投資助言・代理業者の登録を行っていることを契約の要件とし、他の運用受託機関との関係で利益相反がないかどうかについて確認
行政による事後チェックの強化		・ 厚労省が策定する監査要綱を見直して改定後のガイドラインの内容を反映したチェックリストを作成 ・ 基金は監査結果を代議員会へ報告することとし、今後の基金の資産管理運用業務に適切に反映	
2 財政運営の在り方	予定利率の引下げ	・ 予定利率の引下げに伴う掛金引上げについて、できるだけ平準化し、予定利率を引下げやすくする方策を検討	
	積立不足への対応（給付減額要件の緩和等）	・ 結論出ず（以下の両論を併記） 「理由要件」や「手続要件」、受給権者減額の際の一時金支払いについて見直すべき。 上乘せ部分の給付は賃金の後払い的性格を有しており、安易な引下げを行うべきではない。	
	解散基準等（理由・手続き要件の緩和、解散命令の発動基準）	・ 現行の解散基準を緩和することや、指定基金制度と組み合わせつつ、一定の要件を定めて解散命令を機動的に発動していくということなどが考えられる。	
3 厚生年金基金制度等の在り方	代行制度の今後の在り方（厚生年金基金制度の存続）	・ 結論出ず（以下の両論を併記） 代行制度が公的年金である厚生年金の財政に与える影響という観点から一定の期間をおいて廃止すべき。 代行制度が中小企業の企業年金の維持・普及に果たしてきた役割という観点から維持すべき。	
	代行部分の財政運営の在り方	最低責任準備金の在り方（最低責任準備金の算出方法）	・ 代行給付費の計算に当たって用いられる係数（0.875）を早急に見直す ・ その他（期ズレ解消、給付現価負担金の交付基準見直し）は結論出ず
		代行割れ問題への対応（特例解散制度の在り方）	・ モラルハザードの防止に留意しつつ、特例解散における現行の納付額の特例措置や連帯債務の仕組みを見直すことを検討（連帯債務の仕組みは、解散時に各事業所の債務が確定できるようにすることを検討）
中小企業の企業年金の在り方（厚生基金、DB、DC等）	・ 給付設計の弾力化や制度運営コストの低減を図るための規制緩和や税制改正、税制優遇措置のある退職個人勘定の創設等を検討		

左記内容に沿う形でH24.7.13より意見募集開始

今回意見募集開始

以上